

2022年7月制定

2025年7月改定

アルプス物流グループ パートナー会社行動ガイドライン

株式会社アルプス物流

はじめに

株式会社アルプス物流（以下、アルプス物流という）は、企業理念に「豊かな社会の実現・新たな価値の創造・従業員の尊重」を掲げており、物流事業を通じて、世の中に信頼される企業として成長し、サステナブルな未来の実現に貢献したいと考えています。この実現に向けて、「行動指針」を「先駆」「信頼」「探究」と定め、社員一人ひとりの意識向上に努めています。加えて、アルプス物流グループとパートナー会社の皆様とが協同して持続的な成長と持続可能な社会の実現に向けて取り組むことが不可欠です。アルプス物流グループはその一環として、「アルプス物流グループ 責任ある調達方針」を制定、「アルプス物流グループ パートナー会社行動ガイドライン」を策定しました。方針とガイドラインは「ロジスティック行動規範」に基づくものであり、法的要件や顧客要求事項のほか、「RBA 行動規範」などのサステナビリティに関する国際規範を支持・尊重して制定されています。

本ガイドラインは、アルプス物流グループとともにパートナー会社の皆様に、業務の遂行にあたって、尊重し、遵守していただきたい必要最小限の基準を明文化したものです。本ガイドラインの趣旨と内容をご理解賜り、ご協力いただけますようお願い致します。企業の規模及び事業の性質並びに状況に応じて、経営トップが関与する管理・推進体制を構築し、適切な運用をしていただくとともに、皆様のパートナー会社様に対しても同様に要請いたしますようお願いいたします。

アルプス物流グループ 責任ある調達方針

1. 法令順守・公正・公平

アルプス物流は、パートナー会社とのお取引にあたり、適用される国家の法令、規則、規程等のみならず商習慣等も重視しながら正当な取引を行います。品質、納期、コストなどを公正に比較、評価し、グローバルな視点での最適のパートナー会社を公平・公正に決定いたし

ます。

2. 人権と労働環境

国際的な人権に関する基準に則り、サプライチェーンにおける人権の尊重に努めます。また、パートナー会社の皆様と協力し、適切な労働環境を提供します。

3. 安全の確保

安全第一で行動し、安全の確保に努めます。パートナー会社の皆様とともに、交通安全と安全な職場環境づくりに取り組みます。

4. 環境への配慮

エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減など、地球環境保全への配慮した調達を行います。また、環境マネジメントや環境負荷の削減にあたっては、パートナー会社の皆様のご協力を得た運営を行ってまいります。

5. 共存・共栄

パートナー会社とのお取引においては、相互の信頼関係に基づき、Win-Win の関係を構築するように努めてまいります。

アルプス物流グループ
パートナー会社行動ガイドライン

1. CSR 活動の積極的な推進

1.1. 法令遵守・国際的に認められた基準の尊重

自国および事業を行う国/地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重します。

1.2. 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の一員として文化・習慣などを理解し、地域社会の成長と発展に貢献するよう努めます。

2. 人権・労働

2.1. 強制的な労働の禁止

あらゆる形態の強制労働、非人道的な労働、奴隷、拘束、または人身取引を行いません。また、すべての就業を強制することなく、従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を守ります。

2.2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢(※1)に満たない児童に労働をさせません。また、18歳未満の若年従業員を、健康や安全が損なわれるおそれがある業務に従事させません。

※1 最低就業年齢：義務教育を修了する年齢および、いかなる場合にも 15 歳を下回らないもの（国際労働機関（ILO）第 138 号条約）。

2.3. 労働時間の適切な管理

各国・地域で適用される法令を遵守するよう、従業員の労働時間・休日・休暇等を適切に管理します。

2.4. 適切な賃金の支払い

各国・地域で適用される法令を遵守し、定められた最低賃金以上の賃金・超過勤務手当などの支払いを行います。

2.5. 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメント（嫌がらせ）などの過

酷で非人道的な扱いを禁止します。

2.6. 差別の禁止

従業員の人権と多様性を尊重し、採用・報酬・昇進・育成・退職などのあらゆる雇用の場面において、人種・肌の色・年齢・性別・性的指向・性自認・民族・国籍・出身地・障がいの有無・妊娠・宗教・思想・結婚歴の有無などを理由とする差別を行いません。

2.7. 結社の自由と団体交渉権の尊重

各国・地域の法規制を遵守したうえで、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段として、従業員の団結権を尊重します。

3. 安全衛生

3.1. 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保します。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親へ合理的な配慮をします。

3.2. 緊急時の対応

人命・身体の安全を守るため、発生し得る災害や事故、感染症蔓延などの緊急事態に備え、緊急時の対応策（※2）を準備し、職場内に周知徹底します。また、発生時や発生が見込まれる際は、従業員の安全確保を最優先とし、パートナー会社が業務の中止・中断等を判断した場合は、それを尊重します。

※2 緊急時の対応策：緊急事態発生時の報告義務の確認、緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、従業員への連絡ルールの設定、災害時にその行動がとれるように教育・訓練の実施、などが含まれる。

3.3. 労働災害、労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。

3.4. 産業衛生

職場において有害な生物的・化学的・物理的な影響に従業員がさらされるリスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

3.5. 身体的に負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のある作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理します。

3.6. 機械装置と輸送の安全確保

従業員が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施します。また、業務上のいかなる時も人命の尊重を最優先とし、交通事故の防止に努め、安全輸送に最善を尽くします。輸送の安全に関する法令および各社で定める安全に関連する規程や当社との取り決め・ルールを遵守するとともに、許認可申請や届け出等の手続きを遅滞なく行います。

3.7. 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保し、緊急時の適切な非常口を確保します。

3.8. 従業員の健康管理

すべての従業員に対し、適切な健康管理を行います。

4. 環境

4.1. 環境マネジメントシステムの構築・運用

自主的に環境管理体制を構築し、また適切な運用を通じ継続的改善に努めます。また、環境関連法令の遵守を徹底し、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、要求された管理報告を行政に提出します。

4.2. 環境情報の開示

サービス・製品に関する環境情報や、環境保全の取り組み状況などを開示します。

4.3. 温室効果ガスの排出削減

温室効果ガス排出量の削減を実行するため、適切な対策を継続するよう努めます。

4.4. 大気、土壌、水などの環境汚染の防止

大気、土壌、および水の汚染や環境被害を防止するとともに、環境関連法令の遵守を徹底します。

4.5. 資源（水、原材料等）・エネルギーの持続可能で効率的な利用

省資源・省エネルギーを実行するため、継続的な資源・エネルギーの有効活用を図るよう努めます。

4.6. 廃棄物削減・リサイクル

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）やリユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の継続的な削減に努めます。

4.7. 化学物質や有害物質の管理

サービス・製品および製造工程において化学物質や有害物質の適正な管理を行い、適切に行政報告を行います。

5. 公正取引・倫理

5.1. 腐敗防止（汚職、賄賂などの禁止）

政治的な中立および行政との健全かつ正常な関係を保ち、自らあるいは共謀してあらゆる種類の違法な政治献金や贈収賄、恐喝および横領その他の腐敗行為などを行いません。

5.2. 不適切な利益供与および受領の禁止

不当な利益や不当な優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先、その他のパートナー会社に対して、接待・贈答・金銭の授受・供与や受領を行いません。

5.3. 適切な情報開示

適用される法令および社会の要請に従い、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報などを適宜・適切に開示します。

5.4. 知的財産の尊重

顧客、取引先およびパートナー会社などの第三者の特許権、著作権、商標権等の知的財産権を尊重し、知的財産の無断使用や著作物の違法複製などの侵害を行いません。

5.5. 競争制限的行為の禁止

該当する競争および独占禁止に関する法令に従い、優越的地位を濫用せず、公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行いません。

5.6. 不正行為の事前予防・通報者の保護

不正行為を未然に防止するための対策を取り、また早期に発見し対応するための内部通報窓口を設置します。通報に係る情報の機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者が不利益を被らない措置を取ります。

5.7. 利益相反

利益相反に該当する行為を行わず、発見した場合は速やかにアルプス物流に通知します。

5.8. 反社会的勢力・団体との関係排除

暴力団およびその他の関係団体並びにこれらに類する団体やこれらの構成員とは一切の取引関係や交際を排除します。

6. 品質・安全性

6.1. サービス・製品の安全性の確保

サービス・製品、事業活動を行うすべての国・地域の適用法令に定める安全基準を満たします。

6.2. サービス・製品の品質管理

自社の品質基準や顧客要求事項・基準に従い、サービス・製品の品質管理を徹底します。

6.3. 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供します。

7. 情報セキュリティ

7.1. コンピュータ・ネットワークへの脅威に対する防御

サイバー攻撃などからの脅威に対する適切な防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理します。

7.2. 個人情報の保護

顧客・取引先・第三者・従業員などすべての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護します。

7.3. 機密情報の漏洩防止

自社のみならず顧客・取引先や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護します。

8. 適切な輸出入管理

法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行います。

9. 事業継続計画

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、アルプス物流と連携して事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）の策定に努めます。

以上